令和８年度第１回福島県社会福祉審議会議事録

日　時　令和８年９月１１日（金）
午前１０時００分～１１時１５分
場　所　福島県庁西庁舎１２階　講堂

（部企画主幹）時間前でございますが、配付した資料の確認をさせていただきます。
机上に配付しておりますが、最初に次第と委員名簿と事務局名簿、それから座席表、資料１－１としまして、地域福祉支援計画の見直しについてというものが２枚ほど、資料１－２としまして計画の概要、１―３としまして計画の見直しのポイントについてというもの、それからＡ３を折り込んでおります１―４の新旧対照表、そして１－５としまして計画の素案自体、それから、１番最後になりますが、資料２としまして、専門分科会委員と部会委員の指名案についてで、資料の全てになります。御手元に不足する資料等ございませんでしょうか。

今回の社会福祉審議会ですけれども、オンラインによる出席も対応しておりまして、本日委員の２名がオンラインでの出席になっております。もし映像ですとか、音声に乱れがあるというような場合には、コメント機能ですとか電話などで事務局に御連絡頂ければと思います。

（開　　会）

（部企画主幹）それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和８年度第１回福島県社会福祉審議会」を開会いたします。私、本日、司会を務めさせていただきます福島県保健福祉部企画主幹の新保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では最初に、福島県保健福祉部長の菅野より御挨拶を申し上げます。

（保健福祉部長）皆様おはようございます。保健福祉部長の菅野でございます。開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいており、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から１５年が経過いたしましたが、被災者の見守りや心身のケアの継続、県全域での医療福祉介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。こうした中、県といたしましても、本県の復興創生が早期に実現できるよう、直面する課題に果敢に挑戦し、市町村、関係団体の皆様とともにしっかりと取り組んでまいります。

本日は、令和９年３月末に計画期間が満了する、福島県地域福祉支援計画の見直しにつ

いて御審議いただくことになっております。審議会委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（部企画主幹）では、議事に先立ちまして本日出席されております委員の皆様を御紹介させていただきます。今回の審議会委員の任期満了に伴い、皆様方には新たに委員の就任をお願い申し上げ、委嘱させていただきました。任期につきましては、令和１１年７月９日までの３年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、お配りしている委員名簿のとおりとなっております。

では名簿順に御紹介させていただきます。

久保克昌委員でございます。

村島克典委員でございますが、本日は都合により代理の斉藤知道様が御出席されております。

松本喜一委員でございます。

渡部孝二委員でございます。

秦千代栄委員でございます。

森田孝子委員でございます。

渡辺邦弘委員ございます。

鈴木泰雄委員でございます。

江川由美子委員でございます。

吉川三枝子委員でございます。

オンラインで御出席頂いております原寿夫委員でございます。

同じくオンラインで御出席頂いております吉田亜矢委員でございます。

原野明子委員でございます。

渡邉澄眞子委員でございます。

大内奈津美委員でございます。

石山純恵委員でございます。

なお、篠原委員、村田委員、佐藤亜希子委員、田代委員、三保委員、吉田淳委員つきましては、都合により本日欠席となってございます。

事務局の職員につきましては、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の菅野のほか、御手元に配付しました事務局名簿のとおりとなっております。

なお本日、保健福祉部政策監と国民健康保険課長が都合により欠席となっております。

次に、定足数の確認をいたします。本日は審議会の委員２２名のうち、１６名の委員が出席されております。社会福祉審議会条例第６条第４項に規定する過半数の出席を満たし

ておりますので、本会議は有効に成立しております。
　それではこれより議事に入ります。本日の審議会は、任期満了による改選後初めての会議でございますので、委員長が選任されるまで議事の進行する仮議長をどなたかにお願いすることになります。仮議長について、事務局より示させていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なし）

（部企画主幹）ありがとうございます。それでは、仮議長につきましては、久保克昌委員にお願いしたいと存じます。久保委員どうぞよろしくお願いいたします。

（久保委員）では改めまして、日赤支部の久保でございます。御指名でございますので、議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。
　それでは初めに、議事録署名委員の指名でございますが、私から御指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

（久保委員）それでは、福島県婦人団体連合会理事の渡辺澄眞子委員、公募委員の大内奈津美委員のお二人にお願いしたいと存じます。
　それでは審議事項に入らせていただきます。議題１、委員長、副委員長の選任についてお諮りをいたします。委員長及び副委員長は、社会福祉法第１０条及び、福島県社会福祉審議会運営規程第２条におきまして、委員の互選となっております。委員長、副委員長の選任につきまして、皆様から御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

（事務局一任）

（久保委員）それでは、事務局一任というお声がございましたので、事務局より案がございましたら御説明お願いします。

（保健福祉総務課長）保健福祉総務課長の長尾でございます。事務局から御提案申し上げます。委員長につきましては、児童福祉分野において精通しており、長年本審議会において、委員を務めていただいておりますことを踏まえまして、福島大学の原野明子委員にお願いしたいところでございます。副委員長につきましては、これまでの経緯を踏まえまして、社会福祉事業従事者の中でも、社会福祉全般の視点で御出席いただいております福島県社会福祉協議会の村島委員にお願いしたらどうかと考えております。以上でございます。

（久保委員）ただいま事務局案をお示し頂きましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

（久保委員）ありがとうございます。それでは、委員長には原野明子委員、副委員長には村島克典委員とさせていただきたいと存じます。

それでは、これで仮議長の任を解かせていただきます。皆様御協力誠にありがとうございました。

（部企画主幹）久保委員ありがとうございました。それでは委員長に選出されました原野委員には議長席への移動をお願いいたします。

それでは、選出されました原野委員長に一言御挨拶頂ければと思います。

（原野委員長）ただいま御選出頂きました福島大学の原野と申します。この場では本当に若輩者でございますけれども、皆様の、御意見を伺いながら私も勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（部企画主幹）ありがとうございます。それではここからの議事進行は原野委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（原野委員長）では、ここから私のほうで引き取らせていただきたいと思います。そして議事を進めてまいります。では、着座にて、進めさせていただきます。

議題２ですね、福島県地域福祉支援計画の見直しについて、事務局から御説明をお願いいたします。

（社会福祉課長）社会福祉課長の本多と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから福島県地域福祉支援計画の見直しについて御説明させていただきます。

まず資料の前にですが、今回の見直しの大きな要素として、大きく３点ございます。１点目が、孤独・孤立対策推進法の施行や社会福祉法の改正など、制度改正の対応、２点目としまして、基本理念を見直しまして、福祉分野を超えた連携協働をより重視したこと、３点目が自殺対策、孤独・孤立対策、災害時の要配慮者支援などを中心に、施策を充実させたこと、この３点でございます。

それでは資料１－１を御覧ください。１の（１）計画の目的でありますが、本計画は、社会福祉法第１０８条の規定に基づき策定するものでありまして、本県における地域福祉の基本理念及び施策の方向性を明らかにし、その実現に向けて、広域的かつ専門的な見地から市町村を支援するとともに、県の地域福祉施策を総合的に推進するための計画であり

ます。また計画策定の見直しの経過としましては、平成２５年３月に計画期間を８年間として決定され、令和３年３月に、計画期間を６年間として現行計画への見直しを行いました。今年度をもって計画期間の満了となりますことから、これまでの取組の成果や、課題等を踏まえまして、今回、計画の見直しを行うものであります。

次に、２の（1）計画の位置づけでありますが、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を増進するため、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における、共通的な事項を記載したものであり、福祉に関する各種個別計画の上位計画として位置づけられております。そのため、（３）でありますが、本計画の見直しに当たっては、関係各課、市町村及び関係機関に対して意見照会を行っておりまして、今後は、本日の社会福祉審議会における御審議を踏まえ、パブリックコメントによる意見募集を実施の上、関係者、学識経験者、県民の方々から広く御意見を頂きまして、計画の見直しを進めてまいります。

スケジュールの想定につきましては、次の３ページに記載しておりますが、１１月に再度本審議会で御審議いただいた上で、２月までに答申を受け、３月に決定、公表予定であります。なお、本計画に関係する主な個別計画につきましては、２ページの下段に記載しておりますので、御確認頂ければと思います。

次に、同じ２ページの上段でありますが（４）現行計画の指標についてであります。
計画では、記載しております１２個の指標を設定しております。真ん中の列の目標値は、一部を除き、計画期間の最終年度であります今年度までの目標値で、１番右側に、途中経過という形にはなりますが、集計が完了しております令和６年度の実績を記載しております。
全体を見ますと、左から３番の、就労準備支援事業ですとか、１０番の第三者評価受審件数につきましては、目標を達成している一方で、４番の自殺者数、７番の市町村地域福祉計画策定率、１１番の重層的支援体制整備事業の実施市町村数などは、目標未達成となっており、次期計画における課題と考えております。この中のうち、主な項目についてでありますが、４番の自殺者数につきましては、令和元年時の現状値、３３３人に対しまして、令和３年度までに、３１０人以下とすることを目標としておりましたが、令和３年度以降、目標値を１０％前後下回る実績で推移しており、６年度では３３７人となっております。

その下５番、成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数につきましては、令和２年度の現状値、３市町村に対しまして、県内全市町村の設置を目指しており、６年度は４８市町村で設置されております。その下７番、市町村地域福祉計画策定率につきましては、令和２年度現状値５４．２％といたしまして、１００％を目指しておりますが、６年度時点では８３％、４９市町村となっております。その下１１番。重層的支援体制整備事業の実施市町村数につきましては、令和３年度の制度開始に伴い、令和８年度までに、１０市町村での実施を目標としておりますが、６年度時点で４市町村となっております。なお、令和７年度の実績値につきましては、現在調査中でありまして、計画見直し後の指

標については、調整中でございます。

次に、資料１－２をお願いいたします。計画書の概要を示したものであります。全体の構成について御説明いたします。本計画は、四つの指標で構成されております。上段の第１章、計画の概要としまして、計画策定の趣旨や、当該計画の位置づけ、計画期間、他の福祉関係の個別計画との関係、本計画の構成、計画の進行管理の方法などについて記載しております。左下の第２章でありますが、地域福祉の推進に当たり、地域福祉を取り巻く状況について、記載のような項目を整理しております。その下、第３章につきましては、計画の基本的な考え方としまして、この後御説明いたします基本理念などを記載しております。右側の第４章では、社会福祉法及び厚生労働省が示すガイドラインにおいて、計画に盛り込むべきとされている項目をもとに、七つの基本方針とその基本方針をもとに、現状と課題を踏まえた３２の施策を記載しております。以上が計画全体の概要となります。

次に、資料１－３をお願いいたします。こちらは、本計画の見直しのポイントでございます。まず、１ 見直しの背景としまして、関係法令の改正であります。（１）でありますが、令和６年４月１日に孤独・孤立対策推進法が施行され、対策を推進するため、国や地方公共団体の責務をはじめ、国民の理解と協力、関係者双方の連携協力など、記載の項目について規定されております。また（２）でありますが、社会福祉法が改正され、令和９年４月に施行される予定であります。この改正では、大きく三つの項目としまして、①の地域共生社会の実現に向けた取組の推進、②福祉人材の安定的な確保及び定着支援、③支援基盤の強化等を規定するものであり、それぞれの内容は記載のとおりとなっております。

２ページをお願いいたします。２ 本計画の骨子についてでありますが、資料１－４をお願いいたします。こちらは、左側が現行計画の構成、右側が見直し後の構成となっております。骨子の構成に、大きな変更はございませんが、一部朱書き部分の修正を行っております。まず、第２章の１の（６）、及び第４章の７につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和５年５月から５類感染症に移行したことを踏まえまして、関連部分を削除しております。また、第４章の２の（９）につきましては、令和６年度に、成年後見制度に関する担い手育成方針を作成したことに伴い、記載のとおり修正しております。同じく、第４章の６（３）において、重層的支援体制整備事業が、包括的な支援体制整備事業のための手段の一つであることから、表記を包括的支援体制整備事業に修正いたしました。その下（４）につきましては、孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、項目を新たに追加いたしました。

もう一度、資料１－３の２ページにお戻り願います。資料１－３の２ページでありますが、３（１）基本理念についてであります。今回の見直しにより、福祉分野を超えた連携協働、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現に改めました。これは人口減少や高齢化の進行、生活課題の複雑化を踏まえ、福祉分野を超えた連携協働をつくることを明確に打ち出したものであります。これにより、行政だけでなく、地域住民や関係団体、多様な主体が連携しながら、３ページ上のイメージ図にありますような、地域共生社会の

実現を目指してまいります。

次に３ページの（２）施策等の主な見直し及び概要についてでありますが、見直しを行う主な七つの施策の概要等を記載しております。まず一つ目、生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備の見直しであります。この項目に、生活福祉資金の貸付け等を通じた生活困窮者への支援を追加しまして、低所得者、障がい者などが安定した生活を送れるよう、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉の促進を図るため、自立相談支援機関との連携により制度の適切な運用を促進してまいります。二つ目が自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の見直しであります。令和７年６月に改正されました自殺対策基本法において、こども・若者の自殺防止のための支援の強化が求められていることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談支援体制の整備や人材育成、そして関係する民間団体の活動を支援することにより、対象者を早期に発見するための地域づくりなど、自殺者数の減少を図ってまいります。三つ目が、判断能力に不安がある人への権利擁護支援及び成年後見制度に関する担い手の育成活動支援の見直しであります。令和６年度に策定した担い手作成育成支援、育成方針に基づき、市町村、地域の関係者などと協働し、後見人等の担い手の確保、育成を推進するため、具体的な取組として、法人後見実施団体養成研修や、市町村による市民後見人養成の支援を行ってまいります。

４ページをお願いいたします。四つ目でありますが、福祉人材の確保についての見直しであります。保育の質の向上や待機児童の解消に向け、安定的な保育人材、放課後児童クラブの人材確保、人材育成を推進するとともに、職員の処遇改善に取組、また、配慮を要する児童や地域の多様なニーズに応じて着実に支援を進められるよう、地域子育て支援拠点を初めとした子育て施策の充実を図ってまいります。

次、五つ目は、包括支援体制整備事業の支援見直しであります。先ほどの繰り返しとなりますが、現行の重層的支援体制整備事業の表記を包括的支援体制整備事業に修正しております。そして、改正社会福祉法に基づき、包括的な支援体制の拡充等により、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確保の実現に向け、市町村を支援してまいります。

六つ目が、孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、孤独・孤立対策の推進について、記載を新たに追加するものであります。本県は面積が広く、過疎地域が多いことから、地域間の連携が難しい面がございます。誰もが孤独・孤立の状態に陥りやすい現在にあっては、関係団体との広域的なネットワークを構築し、連携協働する意識の醸成を図ることが重要であるため、孤独・孤立に悩む人を含め誰１人取り残さない福島を目指して、市町村及びＮＰＯ法人等と連携しながら、必要な施策を総合的に進めてまいります。

最後に、災害時を想定した要配慮者の支援体制の見直しであります。令和３年５月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が、市町村の努力義務となったことから、名簿の作成や、名簿や個別避難計画の作成について研修会

や市町村訪問などにより支援してまいります。また、大規模災害時等における災害ケースマネジメントについて、実施体制の整備や知見の収集・普及、人材育成を推進してまいります。

次に、（３）の計画期間につきまして、国のガイドラインでは、おおむね５年とされておりますが、始期が同じ、開始が同じ年度の高齢者福祉計画、障害者福祉計画などの関係計画に、期間が３年間のものが多いことから、これらと連携しやすいよう６年間といたします。

資料の１の５をお願いいたします。本計画の素案となります。主に第４章を中心に、先ほど説明しました見直しの内容を反映しております。内容の詳細説明は省略させていただきますが、見直し部分を朱書きで記載しておりますので、御確認頂ければと思います。

以上が福島県地域福祉支援計画の見直しについての説明となります。本日の審議会では、基本理念の見直しや新たな施策として位置づける孤独・孤立対策そして施策の方向性全般などを中心に御意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（原野委員長）ありがとうございました。ただいま事務局から福島県地域支援計画の見直しについての御説明がありました。

委員の皆様からここでご意見ご質問をいただきたいと思います。何かご意見ご質問おありの方お願いいたします。いかがでしょうか。では石山委員お願いいたします。

（石山委員）自殺者数のところですが、こちらの内訳も知りたいなと思っていました。なぜならば、自殺をする原因というのが、多分年代層によって異なると思うんですね。その異なった原因に対して、個別に何か対策を打っていらっしゃるのか、なんとなく幅広く自殺者ということで、１０代から年齢に関わらず捉えてしまうと、ちょっと薄くなってしまうと私は思っています。年代の詳細がわかって、それに対する政策になっているのかというところをお伺いしたいと思います。

（原野委員長）では、お願いいたします。

（障がい福祉課長）障がい福祉課長の寅磐でございます。自殺者数の分類というか、その特徴についてなんですが、福島県も全国と同様に自殺率自体は減少傾向にあります。地域別で言いますと、相双地域とか南会津地域が若干高めという状況です。年代別で行きますと、男性の 40、50 代がちょっと高いというところで、あと、男女ともに 80 代以上の自殺率の高さが目立つと。女性に関しては 20 代が高めという状況です。とりわけ、１０代に関しては、全国と同様に著しい上昇というところで、とりわけ女性の自殺者数が高いという状況です。動機別では、自殺は 1 つの問題だけで発生するわけではなく、経済問題だったり、家庭の問題だったり、配偶者が亡くなってしまったり、あと、ご自身の健康という

ところもあって、様々な要因が絡んで自殺につながってしまうという状況もございます。その他の要因としては、無職であったり、独居・孤独といったものもございます。私どもとしては、この若者の自殺というのが全国的にもやはり問題になっておりまして、昨年度、一昨年度ですが全国でも統計開始以来、最大の自殺者数という状況になっておりますので、昨年度から若者自殺対策チームというものを設置し、直接学校の方にも出向いて、精神科を中心としてケアするような仕組みも立ち上げております。いずれにしましても、今年度、自殺対策行動計画の見直しの年度に当たっておりますので、そういった年代別のケアというところも、視野に入れつつ、行動計画を作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

（石山委員）はい。よくわかりました。ありがとうございます。

（原野委員長）ありがとうございました。そういうことも含めての包括的ということにもなっていくのかなとも思うんですけれども、他にはいかがでしょうか。では渡邉委員お願いします。

（渡邉澄眞子委員）第 4 章の 2 で判断能力に不安がある人への権利擁護支援及び成年後見制度に関する担い手の育成活動支援の見直しですが、私も 3 日前に弁護士さんから講習いただきました。各地で高齢者がすごくこの項目に対して関心を持っており、すごくいい提案だと思います。これからもいろんなところで回数を増やしてもらいたいと思います。皆さんが「後継者に対してどういう手続きをするんですか」というような具体的なお話も出てきまして、大変勉強になりました。県の方でもこのような形で、見直していただきありがとうございます。もっともっと皆さんがいろんな講習会で話を聞けるような体制作りをしていただければありがたいと思っております。私たち高齢者、認知症もすごく多くなっており、元気なうちにいろんなことを知って、遺言の話なども書き残しておきたいなという関心も持っております。

（原野委員長）ありがとうございます。このことに関連しまして、お願いいたします。

（高齢福祉課長）高齢福祉課長の舟山でございます。成年後見制度の利用促進といった取り組みということかと思われます。県といたしましても、これまでも社会福祉士会様などのご協力をいただきながら、弁護士、社会福祉士等の専門家を市町村に派遣ですとか、今ほどお話がありました、市町村の受け入れ体制整備、それから制度の周知等に向けた研修会の実施などの支援をしてきたところでございます。利用者の増加を見据えて担い手となる市民後見人ですとか、法人後見制度の団体の育成方針を作成したところでございます。

引き続き、関係機関の皆様と具体的な調整を進めまして、市町村が行う研修等の取り組みを支援して参りたいと思いますので、改めましてよろしくお願いいたします。

（原野委員長）はい、どうもありがとうございました。本当に元気なうちから考えてと、お考えのとおりと思いますので、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、渡部委員お願いします。

（渡部孝二委員）福島県ボランティア連絡協議会の渡部と申します。私も障がい者と高齢者と関わり合っていた時がありますが、今回の地域福祉支援計画の目指すポイントに障がい者や介護などの分野を超えて支え合いをする地域共生社会の実現と書いてあります。県の方ではそういう計画を立てますが、果たして末端の方、市町村でうまく機能するのかどうか、私も南会津町の健康福祉課や社会福祉協議会、相談支援センターなど色々な話を聞いてきましたが、末端までこの見直しが行き届いていくようにできるかが非常に疑問です。末端まで行き届いて利用者がスムーズに利用できているかというとなかなか上手くいっていない現状と、障がい者がある程度高齢になると、地域密着型や予防などいろいろ抱き合わせていかないと支援していくことが難しくなっている時に、県の方では末端まで行き渡る支援ややり方を 6年間の中でどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

（社会福祉課長）社会福祉課でございます。ご指摘のとおり、この地域共生社会を実現するためには、まだまだな進捗状況のところもございまして、実施主体は市町村になりますが、今回の地域支援計画の中で、市町村が策定する地域福祉計画の支援をすることも記載してございます。市町村が地域福祉計画の中で、先ほど触れました重層的支援体制ということで、関係機関がそれぞれ情報を共有し合い、例えばそういった支援を求める人がいるかどうかを探すことを含めながら、進めていくこの地域共生社会包括支援体制の整備なのですが、なかなか市町村において計画策定が進んでおりません。要因としては、人材不足や、既存の会議体があって、そこでやっていくということですが、実際に話を聞くとなかなか制度の趣旨が伝わらなくて、市町村での取組が進まないという状況がございます。これまでの県の取組としては、研修会やワークショップのほか、実際に市町村に訪問して、市町村側の相談を受けながら、専門家と一緒にいろんな助言をして取り組んでいるところでございます。それでもまだこの進捗状況ですので、この後も引き続きそういった支援を続けて市町村計画の策定、そして地域共生社会の末端でもその取り組みができるような支援をしてきたいと考えております。

（渡部孝二委員）ありがとうございます。今盛んにAI化をやってらっしゃると思いますが、県の方では AI化や効率化、人材不足に対する考え方はどうでしょうか。

（社会福祉課長）全体的にまだAIは浸透しておりませんが、介護現場でのICT化やデジタル化など部分的に取り組んでいる部分がございますので、その支援を広げていくことを検討しております。

（原野委員長）ありがとうございました。担い手不足、少子高齢化が本当に進んでいるというところで、色んな問題が出てきて末端まで行かないというのは本当にその通りだと思いますが、ぜひここで皆さんからもお知恵を頂きながら、福島県民が本当に幸せに、尊厳を持って、今福島大学は（インターネットの動画において）尊厳が問われている問題が色々ありますので、一人一人の尊厳を持って生きていける世の中になればいいと思っております。

オンラインの方々もいかがでしょうか。原委員いかがでしょうか。

（原委員）県医師会の原です。説明の前半は少し聞こえず、後半からなんとか聞こえるようになってきました。今回、計画が満了になって次年度へ向けてというところで、先ほどの成年後見制度の変更など、いろんなところが変わっていくことに対して対応されているということだと思います。医師会の方でも、成年後見制度の研修を会員に昨年から始めておりますが、もっと広く理解していただけるようにやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

（原野委員長）ありがとうございます。吉田委員はいかがでしょうか。

（吉田委員）会津短期大学の吉田です。原委員もおっしゃっていましたが、最初の部分がほとんど聞こえてなくて理解できておりませんので意見の方は控えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

（原野委員長）ありがとうございました。また何かお気づきの点がありましたら改めて教えてください。会場の皆様、いかがでしょうか。はい、秦委員お願いします。

（秦委員）経営者協議会は福島県の社会福祉法人の理事長の集まりなのですが、障がい、介護、保育児童、そういう事業所施設を運営している代表者の集まりになります。社会福祉法人の事業主の立場と、働いている従事者の視点からいろいろ意見を述べたいと思って参りました。私の法人は会津の大沼郡三島町という人口 1,200 人しかいない過疎地のところで、社会福祉法人を経営して、老人ホームとデイサービスをやっています。県内全般、日本全国的に言えることですが、今職員が本当に不足していて、そしてこの物価高騰で非常に経営が苦しくなっています。介護施設の 4 割が赤字と言われており、自分のところも

赤字なのですが、この間も郡山市内のデイサービス 60 いくつあったけど 47 まで減ったよと。会津地区の方でも入所系の介護保険施設が 2 か所廃止して、デイサービスが 1 カ所休止している。福祉サービス介護サービスに限って言えば、非常にサービスの提供量が減っている。これによってサービスの質が低下してきていることは間違いないと思います。そういったことで、虐待だったり、身体拘束だったり、介護事故だったり、そういうものがやはり今後本当に心配されており、県の担当課とともに一生懸命取り組んではいるのですが、人がいない。職員がいないことによって収入も減ってきております。非常に厳しい状況の中で、本当にもがいているというのが現状です。こういうこともはっきり県民に伝えていかなくちゃいけない、現状はこうなんだということを伝えていかなくちゃいけないと思っています。6 月に社会福祉法の一部が改正されて、その中で、地域の実情に応じた包括的支援体制の拡充というところ。言葉は難しいですが、今までの全国一律の法律適用はもう限界ということで、全国を 3 つのカテゴリーに分けたわけです。中山間の人口減少地域、大都市部、一般都市という区分がされました。これを踏まえて、来年度の予算の概算要求も今決まってきておりますので、やっぱりこの地域福祉計画もいろいろ赤文字で変更をかけたところがそうなのだろうなと思って見ています。この 3 つのカテゴリーを県の方ではどういうふうに捉えて、県の地域福祉支援計画に出していくのかと思っております。そしてこの地域福祉の地域って一体どのぐらいの広さ、範囲を示しているのか素朴な疑問を持っているのですが、それも合わせて考え方を伺いたいと思います。

（原野委員長）はい、お願いします。

（社会福祉課長）今ほどありましたカテゴリーの件も含め、現時点のこの計画については、現状や法改正をできるだけ反映していますが追いついてない部分もございまして、これが全てではないので、今後新しい情報などを踏まえつつ、随時見直しを進めて必要に応じて審議会で諮って進めていきたいと思っております。今回に関しましては、本日の審議会分の意見を受けまして、次回の審議会までに反映できる分につきましては反映した上でお諮りしたいと思います。それ以降につきましても、随時法改正なども含めて反映させていきたいと思っております。

地域に関しましては、基本的には市町村単位ですけれども、この地域共生社会につきましては、分野を超えますが基本的には市町村の内部での連携ということなので、地域といった場合には、計画の想定では、市町村単位、圏域でいきますと、7 つの圏域がございますので、そちらでは保健福祉事務所単位で会議体を作って連携しております。ベースは市町村と、県でいきますと 7 つ地域単位が基本になるかと考えております。

（秦委員）ありがとうございます。本当に福島県と言っても中・浜・会津と 3 つに分けられたり、保健福祉事務所管内だと 7 つの県域に分けられますけど、実際介護保険の事業を

やってますと、一つの町や村だけにとどまらず、広域消防の圏域ぐらいが一つの感じかなと思ったりしています。市町村も飛び越えて、一次医療圏と二次医療圏ぐらいまで、会津はそういう感じで見ておりますが、本当に小さい単位での集落なんかも一つの地域だろうなんて思いながらも、その時々によって多分違うのだろうという思いは巡らせていました。特に会津地方と言った時に、会津と南会津に分かれるのですが、場合によっては一つの会津になったりして、会津地方といっても、例えば面積で言うと富山県に匹敵するぐらいの面積でかなり広い。中通りもかなり南北に広いし、もちろん浜通りも広いんですけど、そういう中で、本当にこの地域福祉の推進計画は、特に小さい町村に強力な指導をしていただきたい。小さい町村は行政の力、マンパワー的にも少ないですし、ノウハウも中核市と比較すれば、雲泥の差がある。こういうところを強力に支援していただきたいなという風に思っております。社会福祉法人もそうです。小さい社会福祉法人は本当に今大変な思いして事業を展開しておりますが、県内を見た時に福島県は平均的に小さい社会福祉法人が多いなと。大きい法人というのは、数えるほどぐらいしかないなと思っており、そういう認識で、我々活動しているのですが、社会福祉法人も含めて、強力に指導をお願いしたい。これだけ人材不足になっていますので、管理監督・指導というよりも、やはり指導育成という視点で捉えていただきたいなという風に思っております。それは何よりもサービスを利用する県民の方のためになると言いますか、最終的には県民の利益につながるという風に考えていますので、育成指導という視点でお願いしたいなと常々思っておりました。以上です。

（原野委員長）ありがとうございます。

（高齢福祉課長）高齢福祉課長舟山です。先ほど介護保険制度の見直しの中で、三つの地域区分の設定というようなお話があったのですが、補足説明をさせていただきたいと思います。特に 3 つの地域の中で、お話になられているのは、人口減少地域のあり方というようなところが一番なのかなと思いますが、国の方では、柔軟なサービス基盤を維持確保できるように配置基準の緩和ですとか弾力的な運営というようなものを見据えて、新たな特定地域サービスの創設などを言っているところでございます。お話も出てきているような報酬体系にそれを反映してというような議論もなされているようなところで、ただ、現実的には現在進行形で議論が進んでいるという風に認識しているところでございます。ご心配されているように、おそらくどの単位で地域を指定していくのかというようなことが明確に示されている状況ではございません。例えば都市部と言いますか街中を考えてみても、街中のエリアもあれば、ちょっと行けば山間部もあるところをどういう風に考えていくのかというのは、市町村の方でも悩みどころになってくるかと思います。今後国の方から考え方ですとか、メリットデメリットとか、そういったことも含めて指示するよう求めているところでございます。そういったものが出てくれば、市町村の方とも丁寧に意見を聞き

ながら、調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

（原野委員長）ありとうございます。社会福祉課長お願いいたします。

（社会福祉課長）社会福祉課でございます。今ほど委員から質問ありました、市町村の支援の分でございますが、先ほどの市町村の地域福祉計画の策定と関連しますけれども、新たに創設されました孤独・孤立対策につきましても、市町村の方で、地域協議会という会議体の設置が義務付けされておりまして、孤独・孤立対策も 地域共生社会と同じ考え方で全体的に地域と人のつながりで支援していきましょうということになるのですが、市町村の支援に関しましては、先ほどの市町村計画の支援と合わせまして孤独対策に基づく地域協議会の作成のためにも、同じようにアドバイザーを派遣したり、市町村を訪問して助言するなどの支援を行っているところでございます。引き続きこれらを強化して取り組んでいきたいと思っております。社会福祉法人に関しては、昨年度、社会福祉連携推進法人の設立という法律が改正されまして、小規模で体力のない法人につきましては、そういった法人が複数集まって一つの連携法人を作ることによって、経営改善や人材の育成・確保、災害時の支援なども含めて協力し合って、基盤を強化しようという制度ができましたので、周知を図って支援していきたいと考えております。以上です。

（原野委員長）どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。松本委員お願いいたします。

（松本委員）社会福祉士会の松本と申します。素晴らしい計画になっていけばいいなということで、私ども社会福祉士とか、保育士とか介護福祉士、介護ケアマネージャーとか助産師さんとか看護師さんとか、いわゆるエッセンシャルワーカーの人々がこの計画の下で働いていて、ヒューマンサービスとしてニーズのある方々に対して様々な活動をしていきたいと思っています。ただ、虐待、成年後見、いじめなどに加えて、今回新たに刑務所からの出口支援というのもやっているのですが、いくら計画があったとしても結果的に予算措置がなくて、本当に困っている人に対しての支援の手が届かないということが結構あります。先ほど私の隣の渡辺委員もおっしゃっていましたが、こういった計画が県民の隅々まで困っている人にきちんと浸透していくようにするためにも、この計画を絵に描いた餅ではなく、しっかりと予算化していただくことが、福祉の充実につながるのではと思います。ところが、いつも計画があるけれども結果的に予算がないとか、あそこはお金いっぱいあるけれどこっちは全然ないみたいな傾斜があります。対象者別でも結構差があったので、議会を通してとか、または町村議会なんかも通して、しっかりと福祉の手が届くよう

にしていただきたいなと思っております。例えば具体的な例を言うと地域福祉利用支援事業、安心サポートというのがあります。貧困の状態で、自分自身の金銭管理ができない方に対して、成年後見ではないのですが、高齢者や障がい者の方々が身の周りの権利擁護の様々な支援が必要な状況であるにも関わらず、今予算がないからもう 1 年待ってくださいと。でも 1 年も待つ間に亡くなってしまいますよということなんです。なんで安心サポートみたいなところに充実したお金がいかないのかというところに、今回社会福祉法の改正がありまして、4-1（２）の丸ウのところに頼れる身寄りのない高齢者の支援というのが新たに加わって、これは社会福祉協議会でやっている安心サポートに一緒にくっつけてやっていこうみたいな案があるそうなんですけども、今現在の安心サポートが十分でないところに、身寄りのない高齢者支援をどのように実現していくんだろうと心配してるところなので、その辺のところも今後この計画と合わせて実現できるように支援していきたいと思っております。計画策定の責任者の方々にもしっかりと意義付けた形で進行していただきたいと思っております。特に回答はいりません。以上私からの要望です。

（原野委員長）ありがとうございました。本当にお金があると何でもできるのになって思います。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。吉川委員いかがでしょうか

（吉川委員）この計画とはちょっと違うかもしれないのですが、異常に出生数が減ってきて、人口減少社会と言われる中で地域福祉計画の中にも３件は計画してあるんですが、人口減少社会をどう克服していくのか、そういった大きな項目があってもいいのかなと感じました。特に子どもの出生数を少しでも増やしていくとか、人口減少した社会で市町村がどう政策をやっていくのか。地方分権等で市町村に様々な権限が下りていますが、なかなか市町村で対応できず、広域調整ということで、県の方で対応していただきたい分野が多々あると思います。

（原野委員長）ありがとうございます。

（社会福祉課長）社会福祉課でございます。繰り返しなのですが、素案の段階ですので、ご意見を踏まえて必要な政策ですとか、今後に関連するものは追加修正していきたいと考えております。なおかつ全体といいますか所管する課とも連携しまして、どのような施策をこの計画に盛り込もうかということも検討しまして、次回までなのか、その後の随時の対応なのかはありますけれども、意見を反映させる形で検討して地域色なども検討してまいりたいと考えております。

（原野委員長）ありがとうございました。本当に少子高齢化は大変な問題だなと思います。

私も大学の授業で学生たちに福島県の各市町村をカテゴライズして調べさせてみたことがありますが、人口が少なくて子どもも少ないようなエリアというのは、産婦人科とか小児科もないものですから、お子さんを妊娠しても、大都市部の産婦人科に行かないといけない。その交通費を市町村が支援してくれる施策はあるけれど、それでは不安だよねみたいなことを学生が言ったりしていましたので、産婦人科医を雇用するとか、病院を作るのは難しいことではあると思いますが、それは市町村単位でも難しいと思いますので、大きな目線で少子高齢化ということからの福祉的な視点での施策を考えていけたらなと思ったりしております。他にいかがでしょうか。はい、お願いします。秦委員。

（秦委員）秦です。本当に福祉の分野で働く人が不足している。今、議長からもお話ありましたように、人材不足をどうやって解決していくか、これは従事者だけじゃなく、ボランティアだったり民生委員、児童委員さんだったり、福祉の関係者ですね。今いろいろニュースになっておりますが、AI をどうやって活用していくかということ、ICT、AI、私の世代はそれを使いこなせない世代に入ってしまったのかもしれませんが、これを使いこなす人材育成と言いますか、直近、目の前ですと半年後、1 年後、2 年後こういうものをきっちり使いこなせる人材の育成をこの地域福祉計画の中に、どこに入るのかわかりませんが人材を養成して、この業界に呼び戻して欲しい。福祉分野に従事する産業別の人口数というのが 482 万人います。建設業では 478 万人、医療業では 451 万人ということで、実は産業別でいうと福祉分野で働く人が一番多いんです。これ私最近知りまして。こんなに人が不足していると言われても、産業別で言うと数値上は一番大きい 482 万人なのに、他産業と比べてその従事者の平均賃金が安い。エッセンシャルワーカーは、コロナ禍でかなり評価されましたが、金銭的にはまだまだ評価が低いと思っています。その辺も含めて、これからの時代は AI を使いこなせる人材をどうやって育成して、この業界に入ってきてもらうかということが非常に大事だと思っています。それをこの計画の中でどの辺に入ればいいのかわかりませんが、そういう視点は絶対必要だなと思ってます。以上です。

（原野委員長）はい、社会福祉課長お願いします。

（社会福祉課長）ありがとうございます。社会福祉課でございます。AI の力は必要でありまして、ただご指摘の通り地域支援計画の中には、その分野での項目立てとかはございません。計画に反映できる方向で検討させていただきます。

（原野委員長）どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。では、この議事に関しましては、特に大きな修正依頼はなかったものの、皆様からのご要望等はありましたので、そこについては今後ご勘案いただきまして、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

専門分科会委員及び部会委員の指名（案）についてです。資料を御覧ください。専門分科会及び部会へ所属する委員の指名については、社会福祉法施行令第２条及び第３条、また福島県社会福祉審議会条例第７条及び同運営規程第４条の規定に基づき、委員長が指名することになっています。こちらにつきましては、私から御説明させていただきたいと思います。

資料２の専門分科会文化専門分科会委員及び分会部会委員の指名（案）を御覧ください。それぞれ委員の方ごとに分科会及び部会を記載しております。委員の活動や、前回からの継続性審議会委員の構成等を踏まえて示させていただいております。なお、この分科会の長の選任につきましては、それぞれの会で委員の互選をしていただくことになっております。分科会及び部会の開催に当たりましては、担当課から別途案内がございますので、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。このことについて、皆様のほうから何か、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、御確認よろしくお願いいたします。

本日予定しておりました議事については以上でございますが、各委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。では、委員の皆様におかれましては、円滑な議事御協力、審議御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

（企画部主幹）原野委員長ありがとうございました。皆さん長時間に渡りまして御審議頂きましてありがとうございます。最後に、保健福祉部長の菅野より御挨拶申し上げます。

（保健福祉部長）本日は誠にありがとうございました。

頂きました御意見を踏まえまして、今後、パブリックコメントを実施した上で、改めて委員の皆様に御審議頂く予定となっております。引き続き、御意見や御要望を丁寧に伺いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。

（企画部主幹）本日お忙しいところ御出席頂きましてありがとうございました。またオンラインにおいてちょっと音声が聞き取りづらい等不手際があったようですので、ここでお詫び申し上げます。以上をもちまして、令和８年度第１回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。皆さん本当にありがとうございました。